

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 4 月 16 日（金）第 200 号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）（社会福祉課取扱い） 1
 - 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 2
 - 基本測量の終了（2件）（監理課取扱い） 2
 - 都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 2
 - 道路の位置指定（2件）（北薩地域振興局取扱い） 3
 - （大隅地域振興局取扱い） 3
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大島支庁取扱い） 3
- 公 告
- 令和3年度狩猟免許試験公告（自然保護課取扱い） 4
 - 令和3年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施公告（自然保護課取扱い） 6
 - 令和3年度製菓衛生師試験公告（生活衛生課取扱い） 9
- 正 誤
- 鹿児島県公報第188号の2（令和3年3月5日付け）の一部訂正（砂防課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第550号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
ひかり調剤薬局	指宿市湊二丁目12番8号	令和2年12月31日
ひまわり薬局始良店	始良市宮島町20番地7	令和3年1月31日
三愛調剤薬局	大島郡徳之島町亀津7534	令和3年2月28日
とまと薬局串木野店	いちき串木野市元町153番	令和3年2月28日
やすらぎの里診療所	始良市下名2992番地	令和3年3月31日

鹿児島県告示第551号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	主たる事務所の所在 地	名 称	所 在 地		
社会福祉法人希望 会	始良市下名2992番地	小規模多機能ホーム やすらぎの里	始良市下名2992番地	令和3年 3月31日	小規模多 機能型居 宅介護
社会福祉法人希望 会	始良市下名2992番地	グループホームや すらぎの里	始良市下名2992番地	令和3年 3月31日	認知症対 応型共同 生活介護
社会福祉法人希望 会	始良市下名2992番地	チームヘルパーや すらぎの里	始良市下名2992番地	令和3年 3月31日	訪問介護
社会福祉法人希望 会	始良市下名2992番地	デイサービスセン ターやすらぎの里	始良市下名2992番地	令和3年 3月31日	通所介護
社会福祉法人希望 会	始良市下名2992番地	特別養護老人ホーム やすらぎの里	始良市下名2992番地	令和3年 3月31日	短期入所 生活介護

鹿児島県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（中山間地域総合整備）（旧：中山間地域総合整備（一般型））（農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理）垂水地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年4月19日から同年5月20日まで
- 3 縦覧場所
垂水市役所農林課

鹿児島県告示第553号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和2年4月7日鹿児島県告示第433号で告示した基本測量の実施は、令和3年3月24日終了した旨の通知があった。

令和3年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第554号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和2年8月25日鹿児島県告示第784号で告示した基本測量の実施は、令和3年3月31日終了した旨の通知があった。

令和3年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第555号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により曾於市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項

において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 末吉都市計画公園
 - (2) 名称 3・3・1号向江公園
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

北薩地域振興局告示第 11 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 3 年 4 月 16 日

北薩地域振興局長 千代森修一

指定の年月日	申請者の住所及び氏名等	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和 3 年 3 月 9 日	熊本県八代市田中西町 60 番地 株式会社三大建設 代表取締役 村山英機	出水市下鯖町 294 番 4	43.99	6.00～6.01
令和 3 年 3 月 12 日	京都市山科区御陵中内町 40 番地 16 フ ェリーチェ御陵 112 天瀬浩之 薩摩郡さつま町宮 之城屋地 1109 番地 1 久永和伸	薩摩郡さつま町宮之城屋地字五日市 786 番 9 及び 786 番 11	29.63	4.15～6.47

大隅地域振興局告示第 8 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 3 年 4 月 16 日

大隅地域振興局長 清藤修

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和 3 年 3 月 30 日	垂水市市木 421 番地 25 古田弘美	垂水市田神字下原田 2218 番 5, 2218 番 6 及び 2218 番 7	33.24	6.10

大島支庁告示第 7 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 3 年 4 月 16 日

大島支庁長 印南百合子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援センターはごろもの郷	奄美市名瀬大字小宿2156番地(里)	株式会社みらいあまみ	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	西 公郎	令和3年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス・保育所等訪問支援

公 告

令和3年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和3年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎（鹿児島市小川町3番56号）	令和3年7月25日（日）	午前9時
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）		
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）		
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）		
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

(2) 第2回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	令和3年8月29日（日）	午前9時
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）		
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）		
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町岩川6484-2）		
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）		
天城町防災センター（大島郡天城町天城427）		

(3) 第 3 回 試 験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁 2 階講堂 (鹿児島市鴨池新町10番 1 号)	令和 4 年 1 月 30 日 (日)	午前 9 時

2 受 験 資 格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者
- (2) 統合失調症、そううつ病 (そう病及びうつ病を含む。)、てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者 ((1)から(3)までに該当する者を除く。)
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類の免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

3 受 験 手 続

(1) 提 出 書 類 等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書 (銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。)

エ 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200円 (法第49条各号のいずれかに該当する者にあつては、3,900円) (5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。)

カ 84円分の切手

(2) 提 出 書 類 等 の 提 出 先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

(3) 提 出 書 類 等 の 提 出 期 間

ア 第1回試験を受けようとする者

令和3年6月14日 (月) から同年7月9日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

令和3年7月19日 (月) から同年8月13日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 第3回試験を受けようとする者

令和3年12月13日 (月) から令和4年1月14日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免 許 申 請 書 の 用 紙 の 交 付

免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団

法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許申請書を受受理し、受験資格があると認められた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

なお、試験を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 試験に合格した者には、後日狩猟免許を交付する。

(4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許を返還させる。

(5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

令和3年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項の規定により適性試験を、同条第4項の規定により講習を次のとおり実施する。

令和3年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 適性試験及び講習の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	令和3年7月4日（日）	午前9時
オロシティーホール（鹿児島市卸本町6番地12号）	令和3年7月21日（水）	
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）	令和3年8月17日（火）	
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）	令和3年8月22日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）	令和3年7月4日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）	令和3年8月1日（日）	
南九州市コミュニティセンター知覧文化会館（南九州市知覧町郡17880番地）	令和3年8月3日（火）	
阿久根市民交流センター（風テラスあくね）（阿久根市塩鶴町二丁目2番地）	令和3年7月9日（金）	
宮之城ひまわり館（薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1）	令和3年7月14日（水）	
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）	令和3年7月28日（水）	
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）	令和3年8月8日（日）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）	令和3年7月18日（日）	

霧島市溝辺公民館グリーン文化ホールみそめ館 （霧島市溝辺町麓3391番地）	令和3年7月20日（火）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市 大口里53番地1）	令和3年7月28日（水）	
いきいきセンターくりの郷（始良郡湧水町米永 411番地1）	令和3年8月3日（火）	
霧島市民会館（霧島市国分中央三丁目8番1号）	令和3年8月5日（木）	
霧島市牧園農村活性化センター（霧島市牧園町宿 窪田813番地11）	令和3年8月19日（木）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市 大口里53番地1）	令和3年8月22日（日）	
錦江町文化センター（肝属郡錦江町城元910番地）	令和3年7月1日（木）	午前10時
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番 7号）	令和3年7月8日（木）	午前9時
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番 7号）	令和3年7月18日（日）	
志布志市有明地区公民館（志布志市有明町野井倉 1756番地）	令和3年8月5日（木）	午前10時
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町岩川6484－ 2）	令和3年8月22日（日）	午前9時
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安 房650番地）	令和3年7月25日（日）	
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）	令和3年8月22日（日）	
鹿児島県大島支庁奄美会館（奄美市名瀬永田町18 番6号）	令和3年7月11日（日）	
徳之島町生涯学習センター（大島郡徳之島町亀津 2918番地）	令和3年7月14日（水）	
せとうち物産館（大島郡瀬戸内町古仁屋船津31番 地）	令和3年7月21日（水）	

(2) 第2回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁6階大会議室（鹿児島市鴨池新町10番 1号）	令和3年9月5日（日）	午前9時

2 対象者等

(1) 対象者

鹿児島県内に住所を有し、令和3年9月14日まで有効である法第43条の狩猟免許又は法第51条第3項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許（以下「更新対象免許」という。）の更新を受けようとするもの

(2) 更新対象免許以外の狩猟免許の更新

更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は、当該更新対象免許の更新の際に、当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

(3) 適性試験の免除

認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、適性試験を免除する。

3 適性試験及び講習を受けるための手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 次の(ア)から(ウ)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

(ア) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(イ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(ウ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(ア)又は(イ)に該当する者を除く。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許更新申請手数料 2,900円（2,900円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許更新申請手数料は返還しない。）

カ 84円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回適性試験及び講習を受けようとする者

令和3年5月7日（金）から各場所の適性試験及び講習の期日の10日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回適性試験及び講習を受けようとする者

令和3年7月21日（水）から同年8月26日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許更新申請書を受理し、受験資格があると認められた者に対して適性試験及び講習の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において適性試験及び講習を受けること。

なお、適性試験及び講習を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された適性試験及び講習の期日の3日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までになされた場合限り受け付ける。

(3) 第1回適性試験又は第2回適性試験に合格した者には、更新を申請した者の現に有する狩猟免許と引換えに、新たな狩猟免許を後日交付する。

(4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会

（電話099－222－9449），同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

令和 3 年度製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第 4 条第 1 項の規定により，令和 3 年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和 3 年 4 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の日時

令和 3 年 6 月 30 日（水）午後 2 時から午後 4 時まで

2 試験の場所

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

3 試験方法及び試験科目

試験は，次に掲げる科目について，筆記試験の方法により行う。ただし，職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による 1 級又は 2 級の菓子製造技能士で，試験科目の免除を願い出た者については，試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって，都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第57条に規定する者であって，2 年以上菓子製造業に従事したもの

(3) 昭和41年12月26日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって，菓子製造業に従事した期間が，同日において 3 年を超えているもの又は同日後 3 年を超えるに至ったもの

5 試験手数料

9,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 4の(1)に該当する者にあつては，都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し

ウ 4の(2)に該当する者にあつては，最終学校の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し及び菓子製造業務従事証明書

エ 4の(3)に該当する者にあつては，菓子製造業務従事証明書

オ 試験科目の免除を願い出る者にあつては，提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓子製造に係る 1 級又は 2 級の技能検定合格証書の写し

カ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては，戸籍抄本（出願前 6 月以内に交付されたもの）

キ 写真（出願前 6 月以内に撮影した無帽，正面上三分身の縦 7 センチメートル，横 5 センチメートルのもので，裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては，鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890－8577））に提出すること。

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

令和3年4月19日（月）から同年5月17日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和3年5月17日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及び菓子製造業務従事証明書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者に対し、合格証書を郵送して行う。

また、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

11 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止し、又はその者の試験を無効とする。

(3) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（総得点及び科目別得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課とする。

正

誤

令和3年3月5日付け鹿児島県公報第188号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
10	上から19行目	, 急・南郡元2	(削る。)